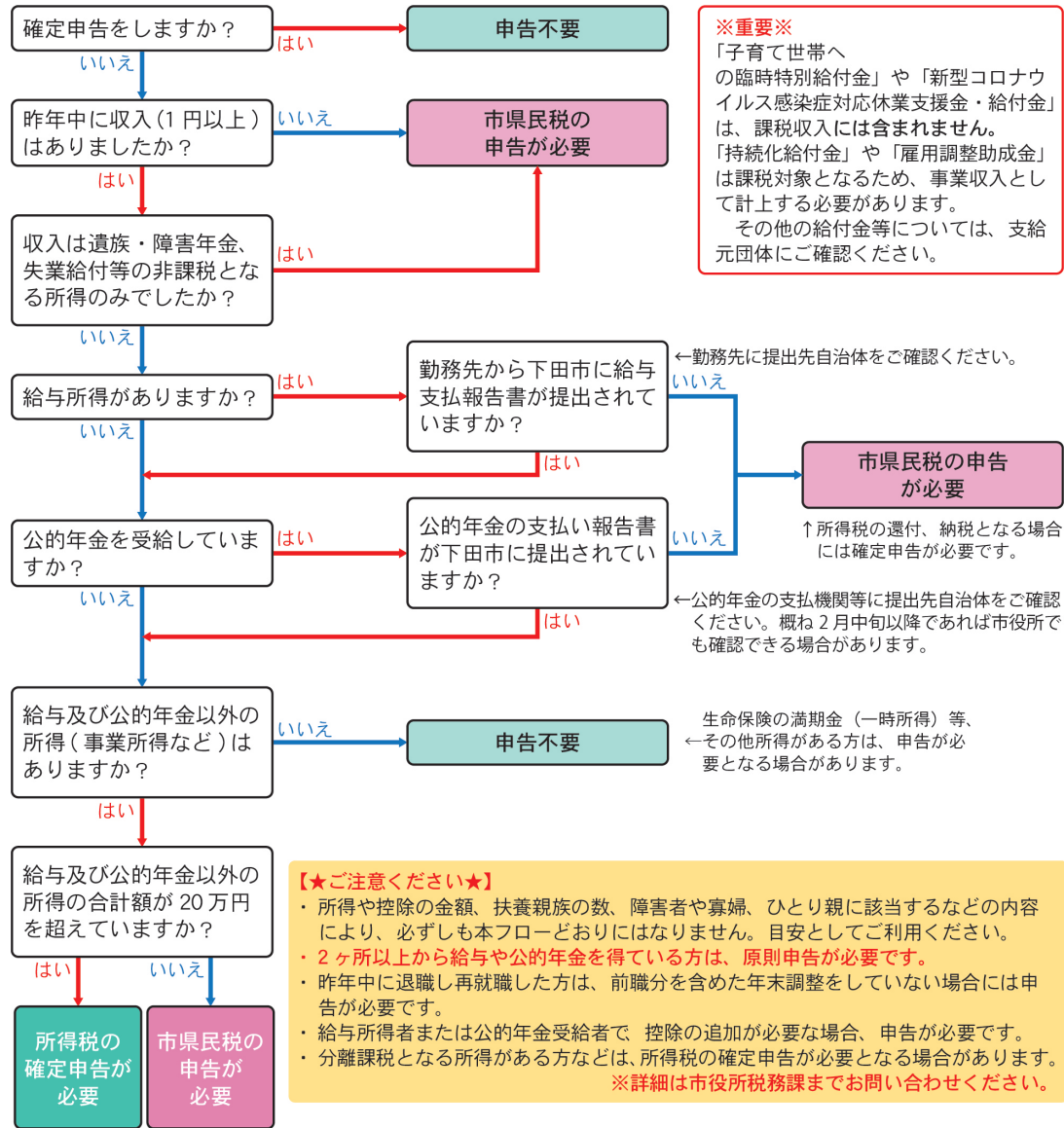


令和4年度「市県民税の申告要否」確認用の参考フローチャート

★申告が必要な方

令和4年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として市県民税の申告が必要です。

給与所得者で年末調整済みの方などは申告が不要となる場合があります。また、収入がなかった方や遺族・障害年金のみ収入がある方は原則として申告が必要となりますので、次のフローチャートを参考に申告の必要有無をご確認ください。



申告に必要なもの		
共通	マイナンバーが確認できる書類（本人、配偶者、扶養親族のマイナンバーカードなど）、印鑑、身元確認書類（運転免許証、保険証など）、利用者識別番号等（確定申告の場合）	
収入関係	給与・公的年金の令和3年分の源泉徴収票 個人事業主や不動産所得がある場合、収支内訳書（事前作成してください） その他の収入（所得）がある方は、収入や経費が分かる書類など	
控除関係	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険料等の払込証明書（国保等は市発行の「納付額のお知らせ」）
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	配偶者特別控除	配偶者の令和3年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）
	医療費控除	医療費控除の明細書（事前作成してください）、医療費通知、領収書など
	寄附金控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
	その他の控除	市役所税務課までお問い合わせください。
その他	還付先口座番号	還付申告（所得税）の場合、還付先口座（本人）のわかるもの

所得税・市県民税の申告書は、インターネット・郵送での提出を！

申告期間は**2月16日（水）**から**3月15日（火）**まで

問合せ先 ◎市県民税 税務課市民税係（窓口㊟） ☎2218 ◎所得税 下田税務署 ☎0185

令和4年度（令和3年分）市県民税の申告受付が始まります。

市県民税の申告は、市県民税算出の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等の算定の算出資料になります。必ず期限内に申告されるようお願いします。

令和4年度 市県民税申告受付日程

○日時：2月16日（水）～3月15日（火）※土日祝除く 9：00～16：00（12時～13時は相談できません）

○場所：下田市役所 2階 大会議室 **※今回から、出張会場はありません。**

受付日	地区名	受付日	地区名
2月16日（水）	一丁目・二丁目	3月2日（水）	大賀茂・田牛
2月17日（木）	三丁目・四丁目・五丁目・武ガ浜	3月3日（木）	白浜
2月18日（金）	六丁目	3月4日（金）	須崎
2月21日（月）	旧岡方村・東本郷	3月7日（月）	柿崎
2月22日（火）	河内	3月8日（火）	中・西中
2月24日（木）	敷根・西本郷	3月9日（水）	蓮台寺・大沢
2月25日（金）	須原・宇土金・箕作・落合	3月10日（木）	高馬・立野・本郷・東中
2月28日（月）	椎原・北湯ヶ野・横川・加増野	3月11日（金）	全地区
	相玉・荒増・堀之内	3月14日（月）	
3月1日（火）	吉佐美	3月15日（火）	

市県民税の申告書用紙は、昨年申告された方に送付しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市県民税の申告は郵送で、所得税の確定申告はe-Tax（スマホ、インターネット・パソコン）をご活用ください。

【出張会場の廃止について】

従来、市内各地区で開設していた出張会場については、e-Taxや郵送による申告の増、人口減少などにより、相談者数が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が十分に行えないことなどから廃止させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

会場の感染防止対策について

- ・発熱（37.5度以上）や咳などの症状がある場合や体調の優れない方は、来場をご遠慮ください。
- ・受付時に検温させていただきます、発熱や咳などの症状がある方は、入場をお断りします。
- ・会場でのマスク着用、手指消毒をお願いします。
- ・三密防止のため、原則一人で来場ください。
- ・ソーシャルディスタンス確保のため、会場の待合席が少なくなります。混雑時には入場制限を行うため、会場外や自家用車でお待ちいただいたり、後日、再来場していただく場合があります。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCA）の利用をお願いします。
- ・検温やマスクの着用などにご協力いただけない場合、入場をお断りしますのでご了承ください。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

市役所会場では受付できない確定申告等の種類

次の申告は、市役所では受付できません。下田税務署で申告をお願いします（申告期間中は市民スポーツセンター（サンワーク下田）で申告受付を行っています）。

例）青色申告、損失申告、分離所得等の申告（土地や建物の譲渡、株式の譲渡、配当など）、暗号資産の申告、雑損控除の申告、住宅ローン控除初年度の申告、外国税額控除の申告、準確定申告、修正申告、更正の請求、贈与税・消費税の申告などは受付できません。

書類の事前作成のお願い

会場の混雑緩和と相談時間の短縮のため、次の書類の事前作成をお願いします。

- ・医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」を自宅で作成してきてください。
- ・事業・農業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」を自宅で作成してきてください。